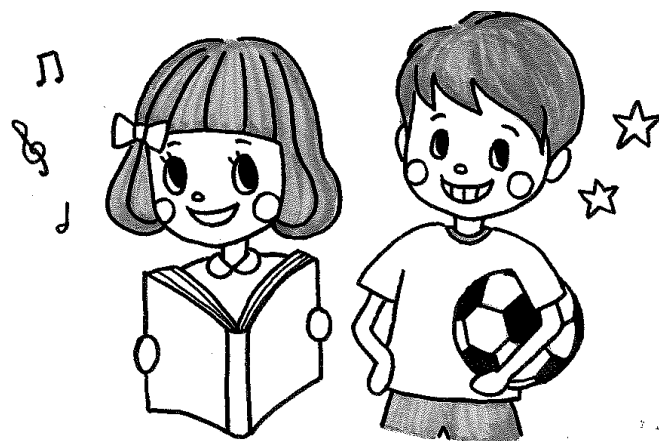


新城市放課後児童クラブのご案内



目次

1. 児童クラブとは（加入要件、内容）	1 ページ
2. 児童クラブの開設時間など（開設時間、休業日、小学校代休日など）	1 ページ
3. 児童クラブの保護者負担金など（保護者負担金、支払方法、傷害保険料）	2 ページ
4. 児童クラブの加入（加入形態、加入に必要な書類、優先順位）	3～6 ページ
5. 加入申込から利用開始までの流れ	7 ページ
6. 休止・辞退届について	7 ページ
7. 変更届について	8 ページ
8. 児童クラブ一覧（通年開設、長期休みのみ開設、開設場所）	8～12 ページ
9. 児童クラブの運営について（送迎、欠席連絡、暴風警報等発令時など）	13～15 ページ
10. よくある質問 Q&A	16 ページ

問い合わせ先

新城市役所 こども未来課 TEL(0536)23-7622 FAX(0536)23-7699

(株)共立ソリューションズ新城営業所 TEL(0536)25-7805 FAX(0536)25-7804

1. 児童クラブとは

◆加入要件

小学校の放課後や夏休みなどの長期休み期間に、保護者の就労など（*）により、家庭等でみることができない児童。

*就労など：就労のほかに、家族の入院やその付き添い、小学校区が広域のため通学に公共交通機関を使用しており、その待ち時間（鳳来地区、作手地区で施設定員に余裕がある場合に限る）など、客観的に就労と同程度の必要性があると認められること。

※正当な理由なく保護者負担金及び傷害保険料を納期限から3カ月以上滞納している世帯は入所を不承認とします。

また、入所後であっても、虚偽が判明した場合は入所の承認を取り消すことがあります。

◆内容

自主学習や遊びを中心とした生活の場を提供し、児童の放課後の安全な居場所づくりと健全育成の向上を目的としています。

2. 児童クラブの開設時間など

◆開設時間

(時間) 7:30 8:00		下校時間		18:00 18:30
通常開設日	小学校の授業	小学校下校後 ～ 午後6時 *学校給食のない日は弁当が必要です。		延長
長期休み期間 夏休み・冬休み・春休み	早朝	午前8時 ～ 午後6時		延長
小学校行事等代休日	早朝	午前8時 ～ 午後6時		延長

※通常開設日の早朝はありません。

◆持ち物

- ・利用承認通知に同封します。
- ・玩具等の持ち込みについては、各クラブの支援員に可否を確認してください。

◆休業日

- ◎土曜日、日曜日、国民の祝日
- ◎8月13日～8月15日（盆休み）
- ◎12月29日～1月3日（年末年始）

◆行事のため学校がある場合について

小学校の対応に準じ、下記の対応を基本とします。

- ◎通常下校、一斉下校の場合は、児童クラブは開設します。
- ◎親子下校の場合は、児童クラブはお休みです。

3. 児童クラブの保護者負担金など

◆保護者負担金

	基本料金	早朝料金	延長料金
通年利用の児童 1名当たり (おやつ代を含む) (行事等代休日を含む)	月 額 5,000円 7月 6,000円 8月 8,000円	年額500円 (行事等代休日のみ) ＋ 長期休み期間 月額500円 ※8月のみ1,000円	月額 1,000円

	基本料金	早朝料金	延長料金
長期休みのみ 利用の児童 1名当たり (おやつ代を含む)	春休み(4月) 1,500円	500円	500円
	夏休み(7月) 3,000円	500円	500円
	夏休み(8月) 8,000円	1,000円	1,000円
	冬休み(12-1月) 3,000円	500円	500円
	春休み(3月) 1,500円	500円	500円

【注】月途中で加入または辞退した場合でも、日割計算はありません。

【注】生活保護世帯は保護者負担金の免除制度があります。こども未来課へ申し出ください。

◆保護者負担金の支払方法

- ・保護者負担金は口座振替でお支払いください。振替日は、基本毎月月末に、当月分を引落します。ただし、12月の引落しについては12月25日ごろに行われます。
- ・長期休みのみ利用申込の方で、冬休みを利用される場合は12月に引落とします。
- ・振替日が金融機関等の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日となります。
- ・児童クラブを初めて利用される方、別の口座で登録する方については、こども未来課、鳳来・作手総合支所へお申し出ください。
- ・昨年度、児童クラブ保護者負担金口座振替登録が済んでいる場合、再度の登録は不要です。
- ・月の途中に児童クラブへ加入した場合は、当月分の保護者負担金を口座振替できないことがあります。その際は、納付書払いとなります。

◆傷害保険料

児童クラブ活動中のケガのための保険です。利用回数にかかわらず、令和8年度に一度でも児童クラブを利用した場合、お支払いいただくものになります。

利用確認を行い順次、払込書を送付します。コンビニエンスストア等でお支払いください。

傷害保険料 (児童1名当たり)	年額 900円
--------------------	---------

※傷害保険料は実費負担としています。口座振替には対応していません。

4. 児童クラブの加入

◆加入形態（利用区分）

◎通年利用

一年を通じて、児童クラブを利用すること

◎長期休みのみ利用

夏休み、冬休み、春休みの期間中のみ、児童クラブを利用すること

注意事項

- ・利用決定後の利用区分の変更はできません。
- ・長期休みのみの利用の方は、小学校行事等代休日に児童クラブの利用はできません。
- ・始業式、終業式、修了式当日は通年利用の方のみ利用できます。
- ・長期休み出校日は、通年利用・長期休みのみの利用、どちらの区分でも利用できます。

◆加入に必要な書類

◎加入申込書

加入児童ごとに提出が必要です。記入例をよく読み、両面記入してください。

◎加入要件確認書類

児童の保護者及び同居の65歳未満（令和8年4月1日時点）の祖父母が家庭で児童をみることができない理由を確認します。次の①～④のうちいずれの要件に当てはまるか確認し、必要書類を用意してください。いずれの要件にも当てはまらない場合は、児童クラブを利用することができません。

※同居の祖父母とは、住民票上同一地番の場合を含みます。

※兄弟が令和8年度こども園利用予定の方で次の書類を提出された場合は、再度提出していただく必要はありません。

①就労のため家庭で児童をみることができない場合

<加入要件>

◎通年利用

就労が土日を除く週3日、1日4時間以上の勤務で、かつ勤務終了時間が午後3時以降であること。

◎長期休みのみ利用

就労が土日を除く週3日、1日4時間以上の勤務で、かつ勤務終了時間が正午以降であること。

<必要書類>

○就労証明書

- ・児童の保護者及び同居の65歳未満（令和8年4月1日時点）の祖父母のうち就労・自営業・農業されている方の分は、全員提出してください。
- ・就労の場合は、勤務先で記入・証明していただき、提出してください。

②病気負傷や病人の看護等のため家庭で児童をみることができない場合

<加入要件> 【病人看護の場合】

看護が、月12日以上かつ日4時間以上

<必要書類>

○診断書等

- ・児童の保護者及び同居の65歳未満（令和8年4月1日時点）の祖父母が入院等をしていることが分かる診断書等を提出してください。
- ・介護の場合は、要介護認定通知書、ケアプラン等を提出してください。

○各種手帳の写し

療育手帳, 身体障害者手帳, 精神障害者保健福祉手帳等の写しを提出してください。

③母親の出産等のため家庭で児童をみることができない場合

<加入要件> 【妊娠・出産の場合】

出産予定日の2か月前から、出産予定日から6か月を経過した月の月末までの間

<必要書類>

○母子健康手帳の写し（保護者氏名及び分娩予定日の確認）

- ・表紙の写し（保護者氏名が分かるように）と、分娩予定日を記載するページ（新城市の母子手帳では4ページ）の写しを提出してください。

④上記以外の理由のため家庭で児童をみることができない場合

※こども未来課に事前に相談してください。

◆加入の優先順位

- (1) 加入申込者が施設定員を超過した場合、児童クラブ加入選考指数表（6 ページ参照）に基づき、学年、保護者の勤務日数、勤務時間等で加入審査を行い指数の高い方から加入となります。
- (2) 提出された書類の内容について、審査に影響を及ぼす虚偽が判明した場合、加入を不承認とします。また、加入後であっても、虚偽が判明した場合は加入の承認を取り消すことがあります。
- (3) 加入審査にあたり必要があると判断した場合、児童が現在や過去に在籍したこども園、学校、療育機関等の関係機関から、児童の状況を伺うことがあります。

※近年、児童クラブの加入希望者が増加し、定員を超過する状況が続いています。新たな保育場所や、支援員の確保をしなければならず、運営に支障を来しております。また、本当に児童クラブを必要としている方が、利用できないケースもでています。祖父母等の協力が得られる家庭につきましては、対象児童であっても加入申込みについてご配慮いただきますようご協力をお願いいたします。

◆注意事項

◎家庭状況の変動について

利用期間中に、世帯構成、住所、勤務先などが変わった場合は、こども未来課もしくは各児童クラブに必ず申し出ください。変更届等をご提出いただく必要があります。

【児童クラブ加入選考指数表】

【学年指数】

学年	指数
1年生	48
2年生	42
3年生	36
4年生	12
5年生	6

【保護者指数】

区 分	細目		指数
就 労 (就学)	週5日以上就労	午前8時から午後6時までの間に、8時間以上就労している	20
		午前8時から午後6時までの間に、6時間以上8時間未満就労している	18
		午前8時から午後6時までの間に、4時間以上6時間未満就労している	15
	週4日以上就労	午前8時から午後6時までの間に、8時間以上就労している	15
		午前8時から午後6時までの間に、6時間以上8時間未満就労している	13
		午前8時から午後6時までの間に、4時間以上6時間未満就労している	10
	週3日以上就労	午前8時から午後6時までの間に、8時間以上就労している	10
		午前8時から午後6時までの間に、6時間以上8時間未満就労している	8
		午前8時から午後6時までの間に、4時間以上6時間未満就労している	5
妊娠・出産	出産予定日の2か月前から、出産予定日から6か月経過した月の月末まで		15
病 気 負 傷	入院中		20
	自宅療養	入院に相当する治療や安静を要し、保育が常時困難な場合	20
		感染症疾病又は精神性疾患であって、保育が著しく困難なため	18
		医師の診断にて安静を要すると診断され保育が困難な場合	10
		週3日以上かつ午前8時から午後6時までの間に、3時間以上通院を要する場合	5
障がい	身体障害手帳等級1・2級、療育手帳A・B若しくは精神障害者福祉保健手帳1～3級を所持している者、又は要介護5・4の認定を受けている者		20
	身体障害手帳等級3級、若しくは療育手帳C所持している者、又は要介護3の認定を受けている者		10
	身体障害手帳等級4級を所持している者、又は要介護2・1の認定を受けている者		5
看 護 介 護	重度心身障害者(児)等【身体障害手帳等級1・2級、療育手帳A・B若しくは精神障害者福祉保健手帳1～3級を所持している者、又は要介護5・4の認定を受けている者】の常時観察、付添介護(看護)、通院、通所、通園のため、保育が常時困難なため		20
	病人・心身障害者(児)等の付添介護(看護)、通院、通所、通園のため、月20日以上かつ、午前8時から午後6時までの間に3時間以上、保育が常時困難な場合		10
	病人・心身障害者(児)等の付添介護(看護)、通院、通所、通園のため、月12日以上かつ、午前8時から午後6時までの間に3時間以上、保育に支障がある場合		8
その他	市長が特に保育(保護)が必要と認める場合		適宜

※父・母のうち、指数合計の低い方で判定します。

※夜勤勤務で日中保護者が在宅の場合は、利用要件としてはありとしますが、指数は0点で計算します。

【調整指数】

区 分	指数
ひとり親世帯等	2
入所児童が障害(身体障害手帳等級1～4級、療育手帳A～C又は精神障害者福祉保健手帳1～3級を持参)を有している、又はそれに類する状況が認められる場合	5
父母以外で就労等していない65歳未満の同居の成人した親族等がいる場合	-5

＜計算方法＞

【学年指数】 + 【保護者指数】 + 【調整指数】 → 合計指数

同点によって決まらない場合は抽選とします。

5. 利用開始までの流れ

市役所ホームページ



◆児童クラブ利用開始までの流れ

◎ 加入必要書類の配布 【11月頃】

- ・加入申込書等の必要書類を、こども未来課、鳳来・作手支所で配布します。
※令和7年度通年利用されている方は、兄弟姉妹含めクラブで配布です。加入申し込みが必要な場合は、支援員へ申し出ください。
- ・市役所ホームページからもダウンロードできます。



◎ 加入申込受付 【12月】

- ・必要書類をこども未来課、鳳来・作手支所に提出してください。
＜必要書類＞（3，4ページ参照）
 - ・加入申込書（加入児童1名につき1枚両面）
 - ・加入要件が確認できる書類（保護者及び65歳未満の同居の祖父母）



◎ 加入審査・調整・利用決定 【2月中旬ごろ】

- ・加入の可否を審査し決定をします。加入申込者が施設定員を超過の場合は、児童クラブ加入選考指数表に基づき、加入の決定をしていきます。
- ・加入決定され次第、(株) 共立ソリューションズより「児童クラブ利用承認通知書」を送付します。



◎ 利用に向けての準備

- ・保護者の方にしていただく準備等のご案内を「児童クラブ利用承認通知書」に同封します。ご案内にしたがって準備をお願いします。



◎ 利用開始

※年度途中からの利用申し込みについては、市役所ホームページをご覧ください。

6. 休止・辞退届について

必ず前月20日までに、こども未来課もしくは各児童クラブへ申し出てください。期限を過ぎた申し出については、該当月の保護者負担金を負担していただきますのでご注意ください。

◆休止届について ※【通年利用】のみ提出可能

休止届は1か月単位で受け付けます。休止は年間で合計2か月までとし、2か月を超える場合、辞退となりますのでご注意ください。

◆辞退届について

児童クラブの利用が不要となった場合、提出いただきます。

7. 変更届について

◆変更届について

ご提出いただいた加入申込書、就労証明書の内容に変更があった場合、ご提出ください。

(例) 就労時間の変更、引っ越しに伴う住所の変更など

※利用決定後の区分変更はできません。加入決定後の利用区分の変更を希望される場合は、一度辞退となり、再度審査になります。利用区分の変更・利用申請月の変更を行う場合は、対象月の2ヶ月前までに変更届をご提出ください。詳しくは「10. よくある質問 Q&A (16ページ)」をご覧ください。

8. 児童クラブ一覧

◆通年利用

学校区	クラブ名 (募集人数)	実施場所	電話番号
新城	新城児童クラブ A (40人)	新城小学校内	080-7367-5697
	新城児童クラブ B (40人)	新城小学校内	080-7367-5698
千郷	千郷児童クラブ A (40人)	千郷児童クラブ専用施設	080-7367-5701
	千郷児童クラブ B (40人)	千郷児童クラブ専用施設	080-7367-5706
	千郷児童クラブ C (40人)	千郷児童クラブ専用施設	080-7367-5708
	千郷児童クラブ D (40人)	千郷児童クラブ専用施設	080-7367-5688
東郷西	東郷西児童クラブ A (40人)	東郷西小学校内	080-7367-2559
	東郷西児童クラブ B (40人)	東郷西小学校内	080-7367-2557

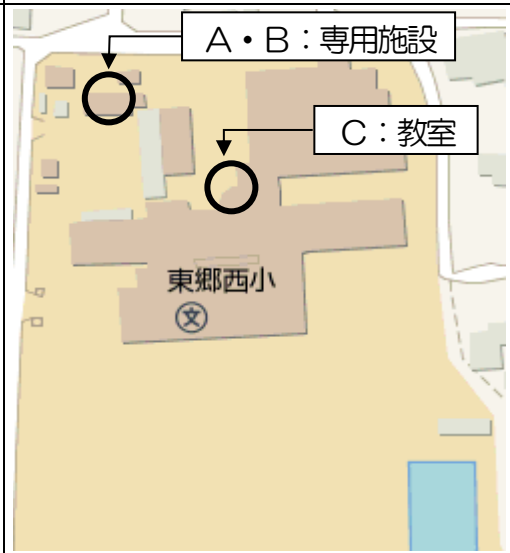
小学校区	クラブ名 (募集人数)	実施場所	電話番号
東郷東	東郷東児童クラブ (40人)	東郷東小学校内	080-7367-2560
舟着	舟着児童クラブ (30人)	舟着小学校内	080-7367-2564
八名	八名児童クラブ (40人)	八名小学校内	080-7367-2587
庭野	庭野児童クラブ (15人)	庭野公民館内	080-7367-2570
鳳来中部	鳳来中部児童クラブ (40人)	鳳来中部小学校内	080-7367-2577
東陽	東陽児童クラブ (40人)	東陽小学校内	080-7367-2582
黄柳川	黄柳川児童クラブ (40人)	黄柳川小学校内	080-7367-2585
鳳来東	鳳来東児童クラブ (10人)	鳳来東小学校内	080-7367-6448
作手	作手児童クラブ (30人)	つくで交流館内	080-7367-6446
鳳来寺	鳳来寺児童クラブ (通年10人)	鳳来寺小学校内 (予定)	080-7367-6463

◆長期休みのみの開設

小学校区	クラブ名 (募集人数)	実施場所	電話番号
千郷	千郷児童クラブ E (40人)	千郷小学校内	080-7367-6488
東郷西	東郷西児童クラブ C (25人)	東郷西小学校内	080-7367-6434
鳳来寺	鳳来寺児童クラブ (25人) ※通年利用者を含む	共育施設	080-7367-6463 (通年と同じ)

【注】新城小学校の児童クラブ（新城A・B）に加入を希望される方、千郷小学校の児童クラブ（千郷A・B・C・D・E）に加入を希望される方、東郷西児童クラブ（東郷西A・B・C）に加入を希望される方については、各児童クラブの人数を調整のうえクラスの割り振りをします。

◆開設場所一覧

新城児童クラブ A・B (新城小学校内)	千郷児童クラブ (千郷児童クラブ専用施設、千郷小学校内)	東郷西児童クラブ (東郷西小学校内)	東郷東児童クラブ (東郷東小学校内)
 入船公民館 新城小 教室 森林組合	 市 ちさと館 新城市立千郷小学 千郷児童クラブ E:図工室 A~D:専用施設 喫茶は	 A・B:専用施設 C:教室 東郷西小	 東郷東小 四反田 教室
舟着児童クラブ (舟着小学校内)	八名児童クラブ (八名小学校内)	庭野児童クラブ (庭野公民館内)	鳳来中部児童クラブ (鳳来中部小学校内)
 舟着小前 新城市立舟着小学校 専用施設	 八名小学校 半ノ木 図工室	 庭野公民館 庭野小 香ヶ崎	 鳳来中部小 教室

東陽児童クラブ (東陽小学校内)	黄柳川児童クラブ (黄柳川小学校内)	鳳来東児童クラブ (鳳来東小学校内)	作手児童クラブ (つくで交流館内)
			
鳳来寺児童クラブ (鳳来寺小学校内)	鳳来寺児童クラブ (共有施設)		
			

9. 児童クラブの運営について

◆送迎

児童クラブへの送迎は、原則として保護者(承認ご提出いただく児童カードに記載済みの方)でお願いします。

児童の安全のため、開設時間より前の送迎はご遠慮ください。

※開設時間内での送迎が困難な場合は、「新城市ファミリー・サポート・センター」を利用ください。利用は有料で、事前に会員登録が必要です。詳細は新城市ファミリー・サポート・センターへ直接問い合わせください。Tel：080-6922-7001

◆暴風警報等発令時など

児童クラブが休止した際のお迎えは、児童の安全のためコドモン受信後速やかにお願ひします。

<通年・長期休み中の出校日>

◎小学校が休校となった場合

児童クラブも休止します。ただし、小学校が再開した場合は、児童クラブも開設します。

◎小学校が暴風警報等または警戒レベル4以上発令のために下校時間が早まった場合は、児童クラブを休止します。児童は小学校に待機していますので、速やかに **小学校へ** お迎えをお願いします。

◎児童クラブ開設時間内に暴風警報等または警戒レベル4以上が発令された場合
児童クラブを休止します。速やかに児童クラブへお迎えをお願いします。

◎警戒レベル3以下などで、下校を早めた場合は、基本児童クラブを開設します。
※状況によっては、休止となる場合もあります。

<長期休み・振替休日>

◎午前7時時点で暴風警報等または警戒レベル4が発令されていない場合

通常どおり開設します。ただし、開設後警報または警戒レベル4が発令された場合は、児童クラブへ速やかにお迎えをお願いします。

◎午前7時時点で既に暴風警報等または警戒レベル4が発令されている場合

児童クラブを休止します。ただし、正午までに警報または警戒レベル4が解除された場合、解除から概ね2時間後に児童クラブを開設します。開設時間はコドモンでお知らせします。

※正午時点で警報または警戒レベル4が解除されていない場合、終日休止となります。

◆大規模地震発生時など

◎震度5弱以上の地震が発生した場合

開設時間中：休止します。安全を確保しながら速やかにお迎えをお願いします。

開設時間外：休止します。家庭で安全を確保してください。

※震度4以下の地震が発生した場合

原則として施設の安全確認を行ったうえで開設します。休止の場合はコドモンにてお知らせします。

◎南海トラフ地震臨時情報が発表された場合

南海トラフ臨時情報は「調査中」が発表された約2時間後に、以下のいずれかの情報が発表されます。

- ・巨大地震警戒 開設時間外：休止します。家庭で安全を確保してください。
開設時間中：休止します。速やかにお迎えをお願いします。
- ・巨大地震注意 開設します。ただし、小学校が休校となった場合は児童クラブも休止します。
- ・調査終了 開設します。

◆熱中症特別警戒アラート発生時

<通年・長期休み中の出校日>

学校が休校となった場合、児童クラブも休止します。

<長期休み・振替休日>

児童クラブは開設しますが、できるだけご家庭で過ごせるようご協力をお願いします。

◆学級・学年閉鎖になった場合（感染症等）

学級・学年閉鎖になった場合、その学級・学年の児童は学級・学年閉鎖が解除されるまで利用できません。一斉下校、通常下校である場合でも利用はできません。小学校の対応に準じた対応となります。

◆病気のとき

病児の利用はできません。特に感染症（*）が疑われる場合は、他の児童に感染を広げないよう配慮が求められます。必ず医療機関を受診し、医師の承諾を受けた日以降に、児童クラブの利用を再開してください。

*医師の承諾が必要な感染症

①はしか、百日咳、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、風疹、おたふく、水ぼうそう、ノロウイルス、りんご病、手足口病、とびひ、はやり目、プール熱、溶連菌感染症、感染症胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、ヘルパンギーナ等

②上記以外の感染症でも医師の承諾が必要な場合があります。ご不明な点がありましたら、新城営業所までご連絡ください。

◆薬について

原則として、児童に支援員が薬を与える行為は医療行為に該当する為行うことができません。

医師に処方された薬であって、児童自身で薬の管理及び使用を行うことができる場合は使用を可とします。児童クラブ利用時間中に児童が使用しなければならない場合は、使用予定時間前までに(株)共立ソリューションズ新城営業所へご連絡ください。

※児童自身で管理・使用できない場合は、医師の与薬指示書の提出をお願いすることがあります。

◆食物アレルギー

児童の生命に関わるため、利用申込の際に必ずアレルギーの原因食材を申し出ください。

(申込書提出の際に簡単な調査票にご記入いただきます。)

各児童クラブで、おやつ購入・配布にできる限りの配慮をします。ただし、対応しきれないほど重い症状の場合は、おやつの一部もしくは全部を持参いただくことがあります。(保護者負担金の減免はありません)

※「児童クラブ利用承認通知書」の交付の際に必要な方へ「食物アレルギー調査票」等を同封

させていただきます。該当される方は「食物アレルギー調査票」、「学校生活管理指導表（小学校へ提出する写しでも可）または診断書（写し）」をご提出ください。

※エピペンを処方されている場合などは、医師の診断書等の提出をお願いすることがあります。

◆開設時間内の急病やケガ等

急病・ケガ・事故等が起きた場合には、児童クラブから児童カードの緊急連絡先に記載されている順序で連絡させていただきます。ケガの為通院された場合、傷害保険の対象となりますので、受診した医療機関名、診断結果(診断名、治療期間等)を、当日中に児童クラブへ連絡をいただく、もしくはコドモンにて入力をお願いします。

また、帰宅後に児童クラブでケガをしたことが分かった場合は、速やかに児童クラブへお知らせください。

※緊急連絡先に変更があった場合は、必ずこども未来課もしくは各児童クラブにご連絡ください。

◆注意事項

児童クラブでの過ごし方については、どの児童も安全で楽しく集団生活が送れるよう支援員の指示に従ってください。

※児童や保護者の過度なマナー違反、悪質ないたずらや暴力行為が繰り返される場合は、児童クラブの加入の承認を取り消すことがあります。

※施設や備品等を故意に破損・紛失等した場合は、保護者に実費負担を請求することもあります。

10. よくある質問 Q&A

質問	回答
Q1 加入審査は、申し込みの先着順で行われますか？	A1 先着順ではありません。加入申込期限までに提出された申込書により、指数表（6ページ参照）をもとに指数の高い順に加入をご案内します。
Q2 長期休みのみ利用から、通年利用に切り替えたいです。	A2 通年利用を始めたい2カ月前までに「変更届」を提出してください。途中加入希望の方と同じスケジュールで通年利用の審査をします。ただし、通年利用の要件（4ページ参照）を満たしている必要があります。 (例) 夏休みのみ利用で申請中→9月から通年利用希望の場合 …7月末までに「変更届」を提出してください。
Q3 通年利用から、長期休みのみに切り替えたいです。	A3 通年で利用する最終月の前月20日までに「辞退届」を提出し、切り替え希望の長期休みの2カ月前までに「変更届」を提出してください。 (例) 10月まで通年利用→冬休みのみ利用したい場合 …①9月20日までに「辞退届」を提出、 ②10月末までに「変更届」を提出してください。
Q4 通年利用をやめたいです。	A4 通年で利用する最終月の前月20日までに「辞退届」を提出してください。突発的な理由（急遽仕事の都合がついた等）により利用をやめたい場合は、当月20日までにお申し出ください。 (例) 9月まで通年利用→10月からは利用しない場合 …なるべく8月20日までに「辞退届」を提出してください。急に利用の必要なくなった場合でも9月20日までには提出してください。
Q5 春・夏・冬休みの長期休みのみ利用で申し込んでいたが、特定の休みの利用だけやめたいです。	A5 利用をやめたい休みの前月20日までに「変更届」を提出してください。 (例) 夏休み、冬休み、春休み（3月）を申し込んでおり、冬休みだけ利用をやめたい場合 11月20日までに「変更届」を提出してください。
Q6 通年で、早朝も延長もすべて利用する場合の月額料金はいくらになりますか？	A6 4, 7, 8, 12, 3月（長期休み期間を含む月）は、基本料金+早朝料金+延長料金となります。これに加え、年度中初めて利用する月のみ、年額500円の行事等代休日の早朝料金が加算されます。長期休み期間を含まない月は、基本料金+延長料金となります。 (例) 4月 基本料金 5000 円+早朝料金 500 円+延長料金 1000 円+行事等代休日早朝料金 500 円 5月 基本料金 5000 円+延長料金 1000 円
Q7 年度の途中で早朝や延長利用の申し込みをしたいです。	A7 早朝や延長を利用したい月の前月20日までに「変更届」を提出してください。
Q8 年度の途中で早朝や延長利用をやめたいです。	A8 早朝や延長利用をやめたい月の前月20日までに「変更届」を提出してください。